

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十九年七月二十九日執行予定の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「基準日」という。）及び登録の日並びに同法第二十三条の規定による縦覧期間を、次のとおり定める。

平成十九年七月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 基準日 平成十九年七月十一日。ただし、年齢については、選挙期日より算定する。

二 登録の日 平成十九年七月十一日

三 縦覧期間 平成十九年七月十二日